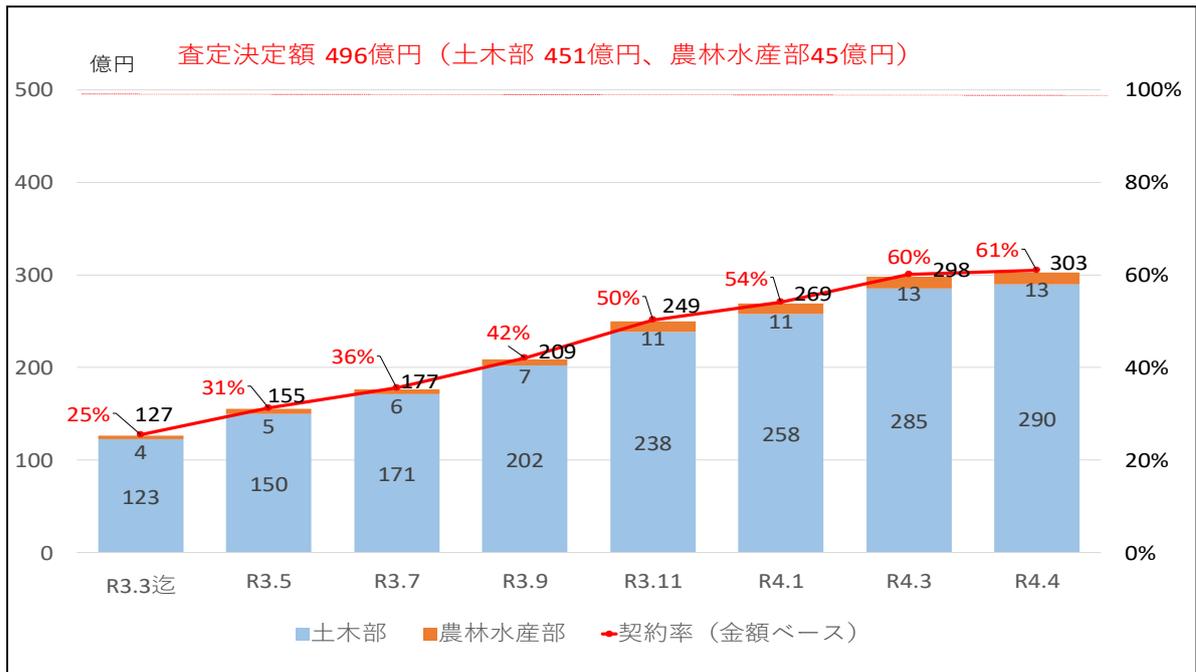


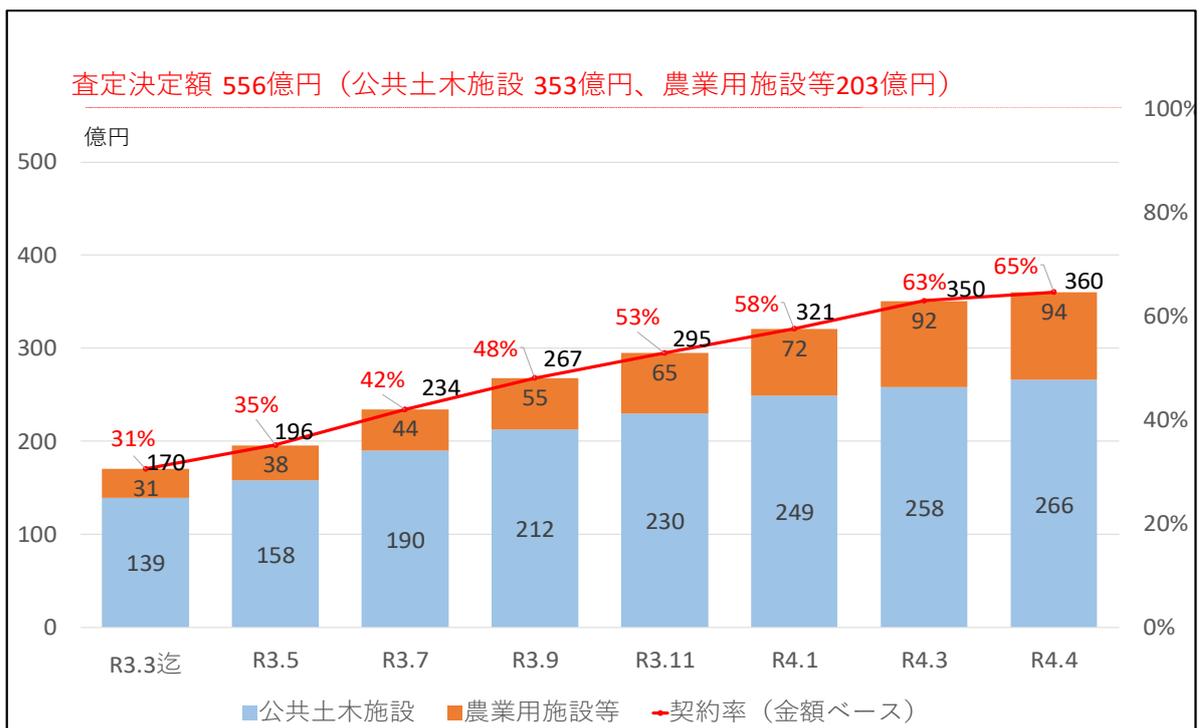
災害復旧事業の進捗状況及び入札契約制度の見直し等について

1 令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況

全体事業費496億円のうち、令和4年4月末の契約額は303億円で、61%が契約済み



《参考》市町村の進捗状況

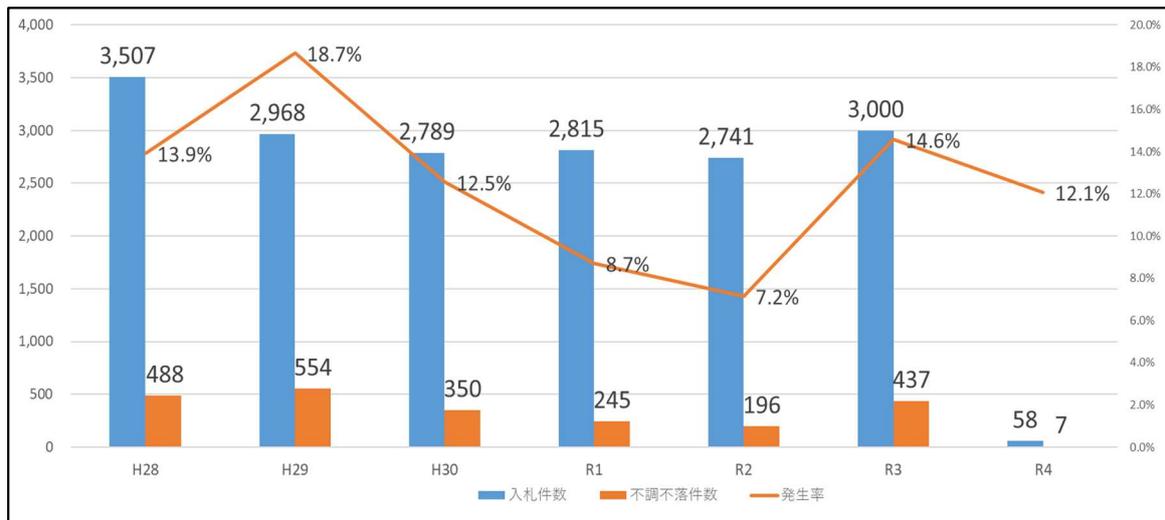


2 県工事（農林水産部・土木部）の不調・不落の状況

県工事の不調・不落率は、令和2年7月豪雨災害以降上昇し、令和3年8月から11月にかけてピークとなり、その後下降傾向にある。

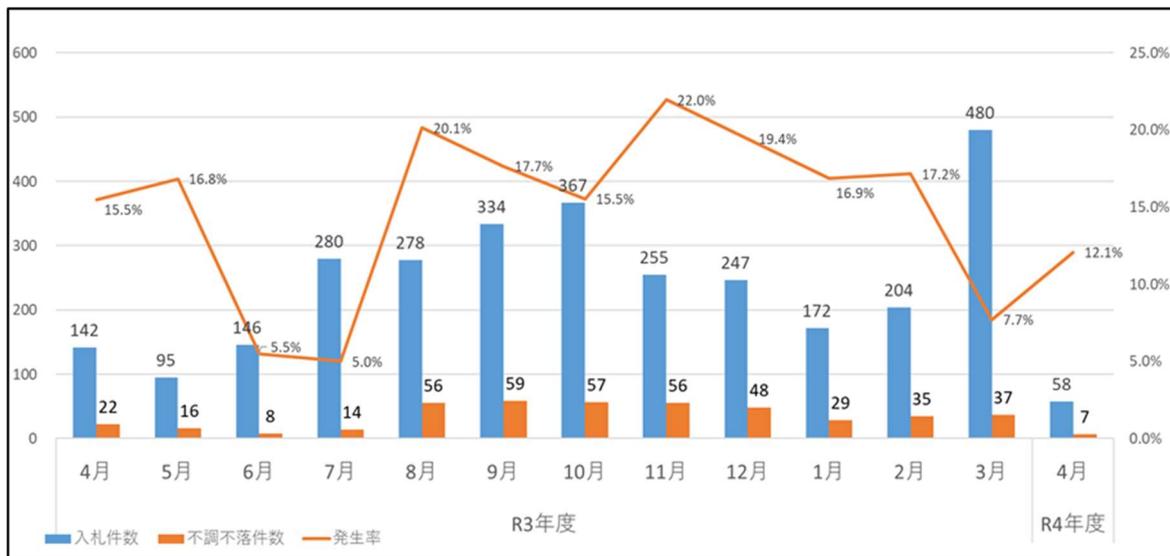
特に災害復旧工事が集中している、阿蘇、八代、芦北、球磨地域で県平均を上回っている。

① 年度別（熊本地震後）の状況



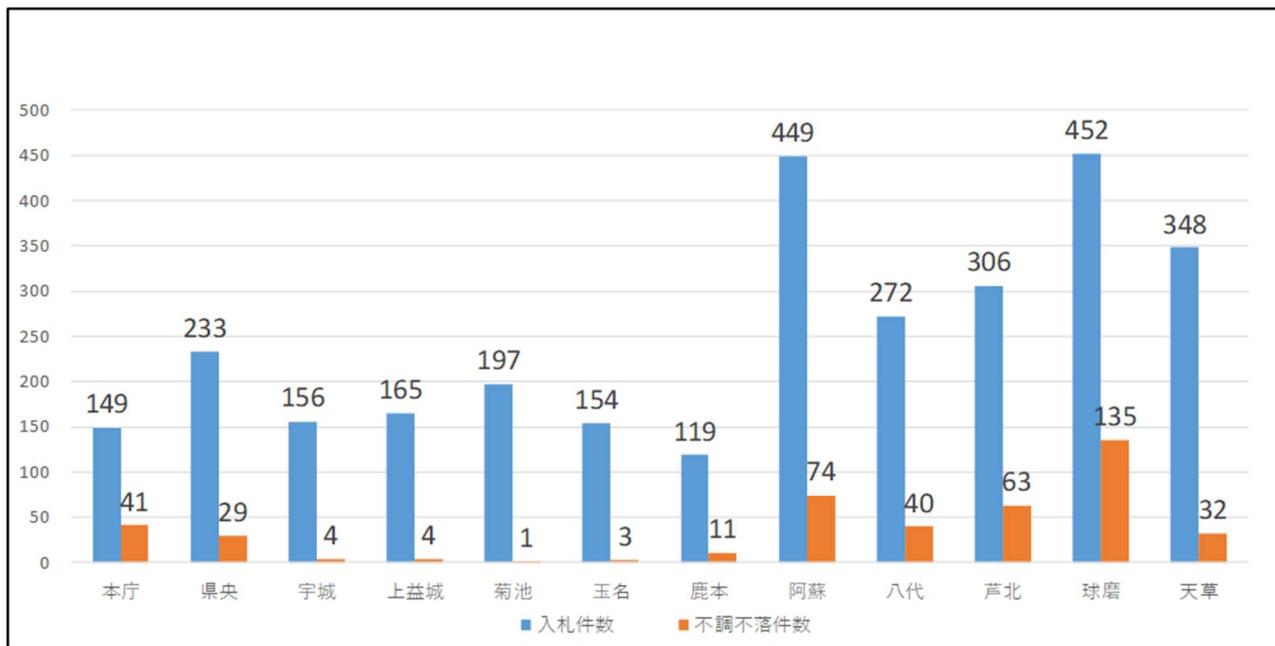
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4(4月末)
入札件数	3,507	2,968	2,789	2,815	2,741	3,000	58
不調不落件数	488	554	350	245	196	437	7
発生率	13.9%	18.7%	12.5%	8.7%	7.2%	14.6%	12.1%

② 月別の状況



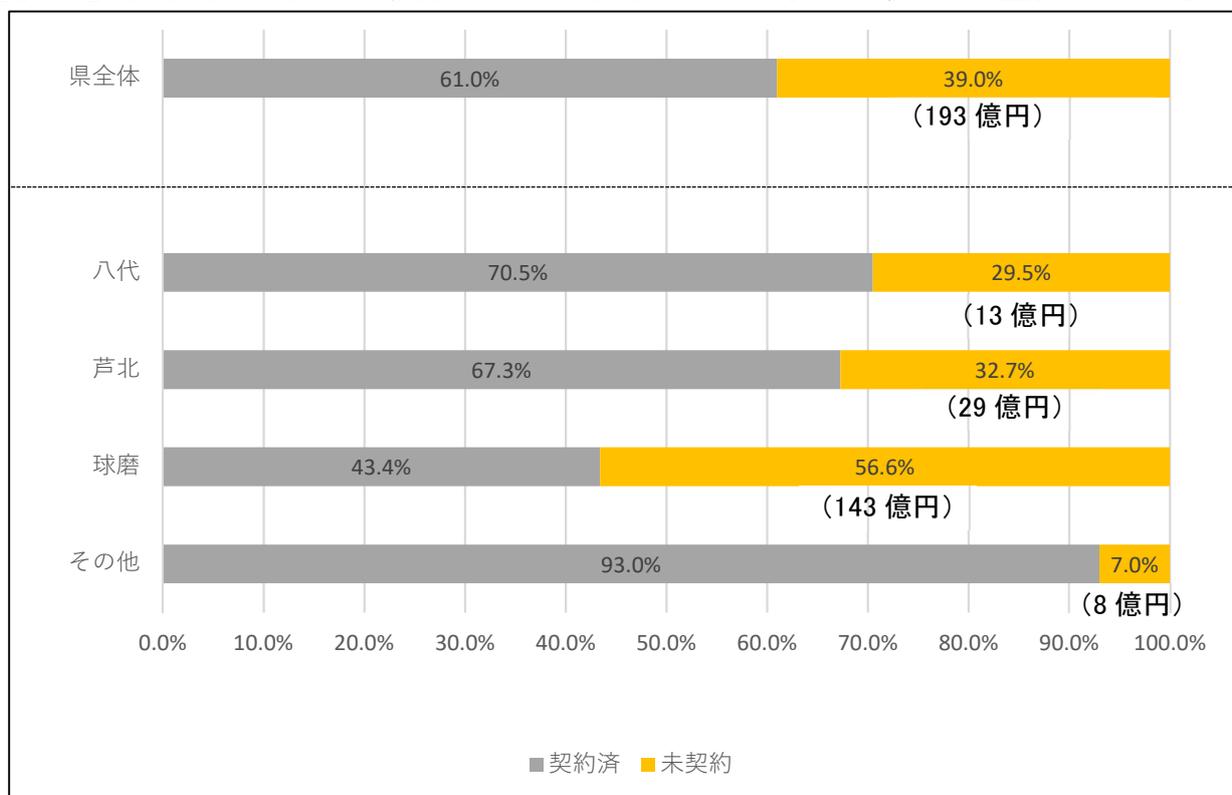
	R3年度												R4年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
入札件数	142	95	146	280	278	334	367	255	247	172	204	480	58
不調不落件数	22	16	8	14	56	59	57	56	48	29	35	37	7
発生率	15.5%	16.8%	5.5%	5.0%	20.1%	17.7%	15.5%	22.0%	19.4%	16.9%	17.2%	7.7%	12.1%

③ 発注機関別（令和3年度）の状況



	本庁	県央	宇城	上益城	菊池	玉名	鹿本	阿蘇	八代	芦北	球磨	天草	合計
入札件数	149	233	156	165	197	154	119	449	272	306	452	348	3,000
不調不落件数	41	29	4	4	1	3	11	74	40	63	135	32	437
発生率	27.5%	12.4%	2.6%	2.4%	0.5%	1.9%	9.2%	16.5%	14.7%	20.6%	29.9%	9.2%	14.6%

【参考】 災害復旧事業の契約状況（令和4年4月末：農林水産部・土木部）



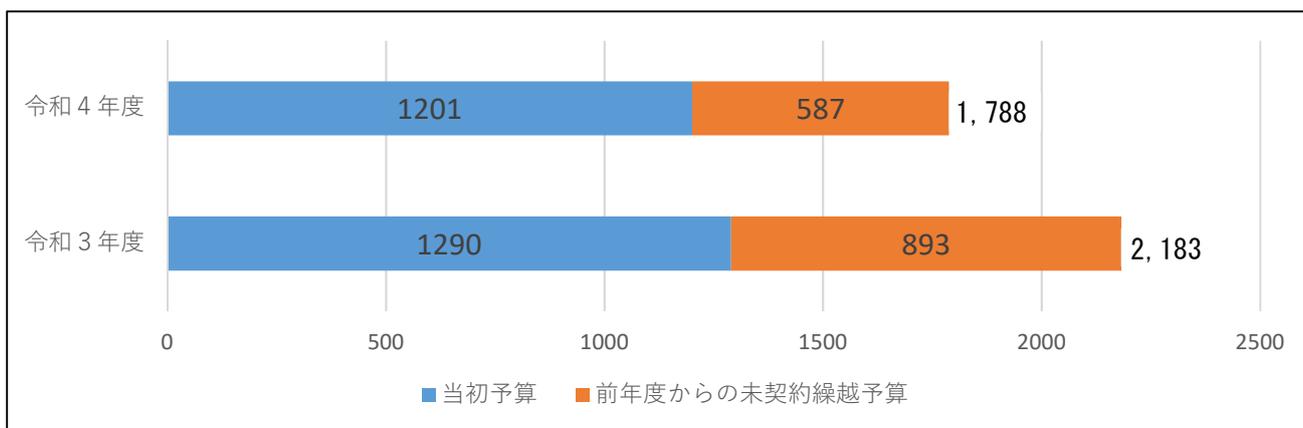
3 令和4年度の工事発注見込み等について

県（農林水産部・土木部）の令和4年度当初の投資的経費の予算額は、1,788億円となっており、令和3年度の2,183億円に比較して減少しているものの、例年の執行額を上回る額を確保している。特に、災害関連事業についても引き続き多くの事業を実施する必要があるため、未契約繰越分を解消し、早期の復旧・復興を進める必要がある。

なお、九州地方整備局において、令和3年度の補正予算で県南地域の豪雨災害関連工事として239億円が予算化されており、今年度、これまでの応急復旧から本格的な復旧工事に着手予定。

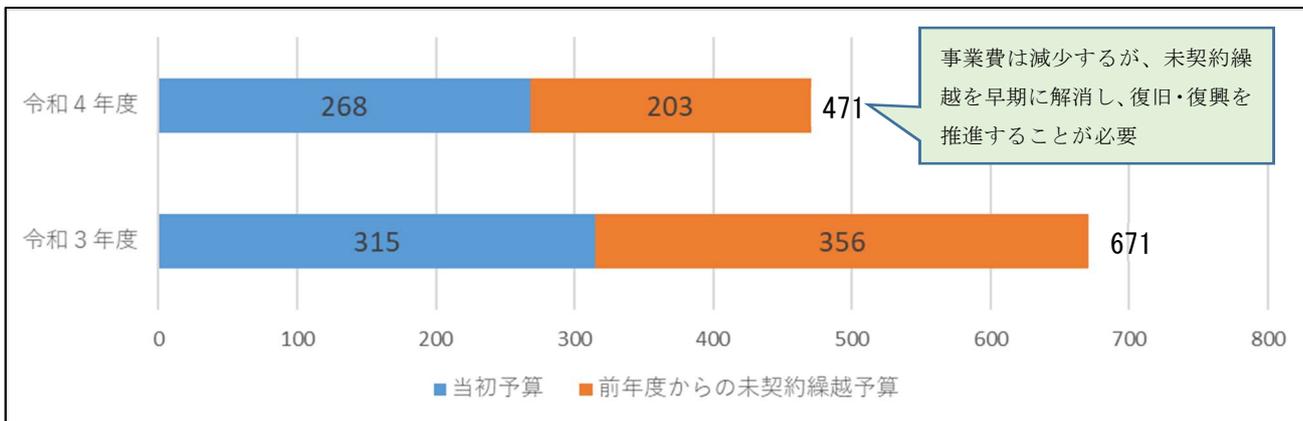
① 県予算の投資的経費の状況

【単位：億円】



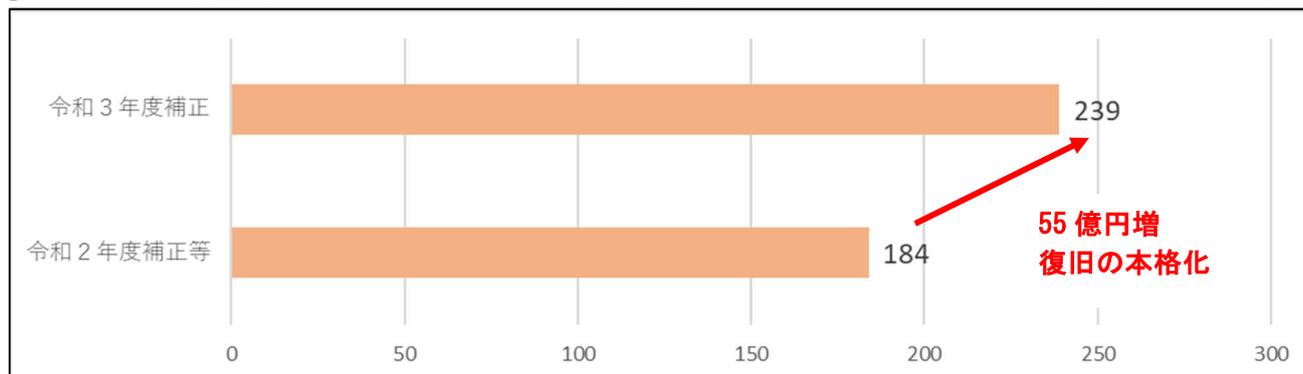
② ①のうち令和2年豪雨災害関連事業の状況

【単位：億円】



③ 九州地方整備局の令和2年豪雨災害関連事業(県南地域)の状況

【単位：億円】



4 建設企業の現状

県内建設企業の土木一式工事（公共工事元請）の現在の手持ち工事は、A1等級工事で1者平均5.9件となっており、県南地域においては、A1等級は5から10件、A2等級で2から5件と、令和2年7月豪雨前の同時期と比較すると増加している。

なお、県南地域のB等級企業は0.5件から1件となっており、下請けに対応しているものと考えられる。

また、建設企業からは、県内全域に国土強靱化事業等の発注が見込まれることなどから、「県南地域への参入よりも地元工事を優先したい」との意見や「B等級企業には元請として受注する余力がある」との声が聞かれた。

① 1者あたりの公共工事（元請）の手持ち状況

【A1等級企業】

【単位：件】

等級	地区	県全体			八代			芦北			球磨		
		業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2
A1		62	5.9	6.2	7	6.4	4.9	2	5.5	5.0	5	10.2	9.4

※公共工事受注データベースにおける、各年度5月1日時点の登録件数

【県南3地域のA2・B等級企業】

【単位：件】

等級	地区	八代			芦北			球磨		
		業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2	業者数	R4	【参考】R2
A2		25	2.2	2.2	17	3.5	2.7	20	4.7	3.1
B		39	0.5	1.0	22	0.7	1.5	43	1.0	1.6

※公共工事受注データベースにおける、各年度5月1日時点の登録件数

② 建設業協会各支部との意見交換における県南地域の災害関連工事に関する主な発言

- ・ 県内全地域に国土強靱化事業等の工事があり、地元工事を優先したい。
- ・ 県南地域以外にも災害復旧事業があり、地元を優先している。（阿蘇・鹿本）
- ・ 遠方のため、現地までの移動に係る職員の身体的負担が心配。（県北）
- ・ 県南地域の土地勘（地権者、関係機関、団体など）がなく、工事施工に関する各種調整に時間を要する。
- ・ B等級企業の一部には元請としての受注余力がある。（八代）

5 令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し（第5弾）について

令和2年7月豪雨等により甚大な被害を受けた公共土木施設等の一日も早い復旧・復興を図り、県民の安全安心を確保するため、土木一式A2等級工事の不調・不落対策として、次のとおり取り組む。

○災害関連等工事（土木一式工事B等級）の発注標準引き上げ

令和4年度の投資的経費は、例年の執行額を上回る額を確保しているところ。特に、県南地域では引き続き災害関連等工事の発注を多く予定しており、国道219号など国の直轄代行による復旧工事も本格化する。

このため、A1等級企業においては、多くの手持ち工事がある中、今後の更なる受注は厳しいことが見込まれるため、復興JVとしてA2等級企業によるA1等級工事への積極的な参入を促すこととしている。

これに伴い、A2等級工事の不調・不落の増加が懸念されることから、現在のA2等級工事の小規模なものについて、B等級企業に担ってもらうことで、不調・不落の防止を図る。

【対象工事(業種)】 災害関連等工事（土木一式工事）

【対象地域】 県南広域本部・芦北地域振興局・球磨地域振興局管内

【施行期間】 令和4年7月1日～令和5年3月31日

【引き上げ内容】

[単位：万円]

等級	現 在	引上げ（案）	（参考）熊本地震前
A 1	7,000 以上	7,000 以上	5,500 以上
A 2	1,500 以上 7,000 未満	<u>3,000</u> 以上 7,000 未満	1,100 以上 5,500 未満
B	500 以上 1,500 未満	500 以上 <u>3,000</u> 未満	330 以上 1,100 未満
C	500 未満	500 未満	330 未満

※ 災害関連等工事

- ① 令和2年発生災害復旧工事
- ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
- ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
- ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事

【参考】これまでの入札契約制度見直し

時期	実施内容
第1弾 【令和3年1月～】	<p>○指名競争入札対象の拡大（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事（※） ・ 3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
第2弾 【令和3年4月～】	<p>○指名競争入札対象の拡大（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事） （～令和3年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事 ・ 令和2年度予算（未契約繰越分）の国土強靱化等に係る工事 ・ 3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
	<p>○総合評価落札方式（簡易型）の拡大等（土木一式工事、舗装工事、法面処理工事） （土木一式工事～令和3年10月、舗装工事・法面処理工事～令和3年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事 ・ 参加資格に施工実績を設定する工事（予定価格が2億円以上5億円未満）で、施工計画の提案を求める総合評価落札方式（基本型）を施工計画の提案を求めない総合評価落札方式（簡易型）に見直し ・ 予定価格が5億円以上の工事は総合評価落札方式（基本型Ⅱ：施工計画6項目）を総合評価落札方式（基本型Ⅰ：施工計画4項目）に見直し
第3弾 【令和3年10月～】	<p>○指名競争入札対象の拡大の一部延長（土木一式工事） （令和3年10月～令和4年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事 ・ 3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
	<p>○復旧・復興建設工事共同企業体（復興JV）の導入 （令和3年11月～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事（土木一式A1等級工事） ・ 現行の組み合わせに以下の組合せを導入 <ul style="list-style-type: none"> 【3億円以上5億円未満】 A1・A2・A2（3者） 【7千万円以上3億円未満】 A1・A2（2者） A2・A2（2者）（1億4千万円未満）
	<p>○総合評価落札方式（災害関連等工事型）の導入（令和3年11月～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域精通度、地域貢献度の評価項目を設定しない ・ 復興JVでの入札参加を評価項目に追加（7千万円以上3億円未満）
	<p>○総合評価落札方式（通常工事型）における評価項目の改定 （令和3年11月～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事の受注件数を評価項目に追加
第4弾 【令和4年4月～】	<p>○指名競争入札対象拡大の延長（土木一式工事） （～令和4年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連等工事 ・ 3千万円未満を7千万円未満に引き上げ
	<p>○復興JV（A2・A2JV）の請負対象金額の引き上げ （～令和5年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A2・A2JVの請負対象金額を1億7千万円に引き上げ
	<p>○現場代理人常駐義務の緩和 （期間を限定せず）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7千万円未満（3件以内）の請負金額合計の上限を廃止

令和4年6月16日
都市計画課

人吉市青井地区における土地区画整理事業について

1 事業概要

事業主体	熊本県
施行面積	約5.2ha
総事業費	未定

※総事業費等については、年度内に事業認可で決定する予定

2 これまでの主な経緯

- R3. 7. 21 被災市街地復興推進地域の都市計画決定(市)
- R4. 2. 22 人吉市及び人吉市議会が青井地区区画整理事業の県施行の要望
- R4. 3. 2 青井地区区画整理事業を県の事業主体による施行を表明
- R4. 3. 25 土地区画整理区域の都市計画決定(市)
- R4. 3. 27 土地区画整理事業の施行に関する協定締結

3 本年度のスケジュール(予定)

- R4. 7 ~ 用地先行買収の契約手続きに着手
- R4年度内 土地区画整理事業の事業認可(大臣認可)



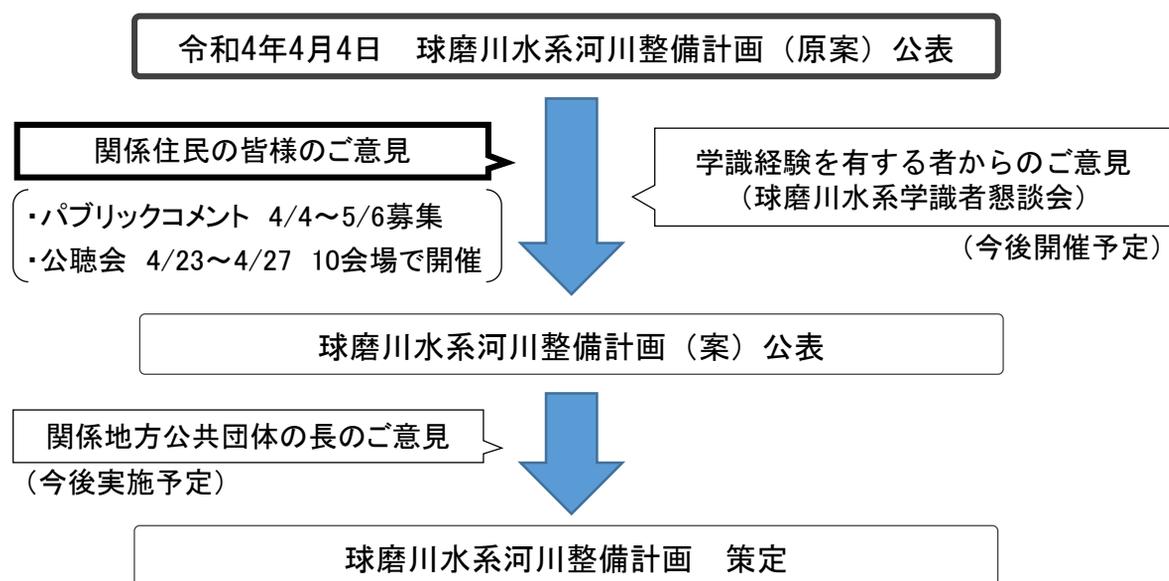
- : 青井被災市街地復興推進地域(13.8ha)
- : 土地区画整理事業施行区域(5.2ha)
- ↔ : 幹線道路(国道445 幅員14m)

球磨川水系に係る治水対策及び 五木村振興等について(報告)

1. 球磨川水系河川整備計画について

- 令和2年7月豪雨以降、流域で開催した説明会や日々の行政を進める中で住民の皆様から頂いたご意見と、学識経験者から頂いたご意見を国と共有し、球磨川水系河川整備計画（原案）を作成。令和4年4月4日に公表。
- この原案に対し、あらためて関係住民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施するとともに、これに加えて、流域の10会場で公聴会を実施。【パブリックコメント：延べ455件、公聴会：33名】
- 現在、多岐にわたるご意見を一つ一つ詳細に確認しており、今後、学識経験者のご意見を伺った上で、河川整備計画（案）を作成し、関係首長のご意見を伺って河川整備計画を策定予定。

◆ 河川整備計画策定までの流れ



2. 流水型ダムに係る環境アセスメントについて

令和4年3月25日 川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポート公表
4月21日 流水型ダムに係る環境影響評価審査会開催

※今後、環境配慮レポートに対する知事意見を6月22日までに提出予定

3. 球磨川流域治水協議会について

令和4年6月17日 第6回球磨川流域治水協議会開催
（流域治水プロジェクトの進捗状況等について）

4. 五木村の振興について

- 6月5日に知事が五木村を訪問し、村民の皆様に対し、流水型ダムを含む「緑の流域治水」の推進を決断した経緯と五木村の振興にける決意をお伝えするとともに、県から、流水型ダムを前提とした新たな五木村の振興計画の方向性（別紙のとおり）を説明。
- 今後も、村民の皆様の御意見を丁寧にお聴きしながら、秋頃を目指し、新たな五木村の振興計画を策定できるよう取り組んでいく。
- なお、流水型ダムの建設予定地となる相良村についても、7月2日に知事が訪問し、村の振興に向けた村民の皆様の御意見をお聴きする予定。

(1) 村民説明会の概要

6月5日（日）の午前・午後2会場で開催し、124名（午前：93名 午後：31名）の村民の皆様が参加。

【村民の皆様の主な意見】

- ・ 平成8年に多目的ダム建設の着工に同意したが、流水型ダムに同意はしていない。
- ・ 平成20年に白紙撤回したにも関わらず、私たちはいつまで振り回されるのか。
- ・ 流水型ダムが湛水した後、ヘドロや臭い、埃等の環境への影響が心配。
- ・ 流水型ダムを生かした観光振興は本当に出来るのか。
- ・ 五木村の安全・安心の確保のため、五木ダムを整備してほしい。
- ・ 河川の掘削をもっと実施してほしい。
- ・ 山地崩壊が続いている。県有林を生かした緑のダムができないか。
- ・ 村の振興を実現するためにも、具体的なスケジュールや財源等を示してほしい。
- ・ 復旧や振興は、五木村も含めて県南地域がワンチームとなって進めることが重要。
そのためにも、中心となる人吉市が流水型ダムで災害のない地域とする必要がある。
- ・ 県道宮原五木線の大通峠の低い位置にトンネルを整備してほしい。
- ・ 国道445号や宮原五木線が国道219号の代替道路となるよう強い道路にしてほしい。
- ・ “くねぶ” 関連商品の販路拡大を進めてほしい。

(2) 今後のスケジュール

6月～	村民の皆様との意見交換 国・県・五木村による協議
秋頃	新たな五木村の振興計画の策定・公表

新たな五木村振興計画の目指す姿と4つの方向性

別紙

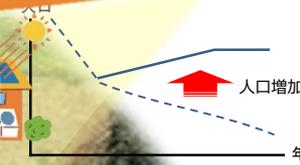
誰もが安全・安心で住み続けられ、若者が集まる
“ひかり輝く持続可能な五木村”の実現

林業を生かした村づくり



豊かな恵みを生かした
持続可能な産業と雇用の場の創出

ゼロカーボン時代の
“環境”を核とした新たな産業の創出



商工業・物産振興と人材の確保



すまい・仕事と一体となった
移住・定住の促進



従前のダム計画における
未整備事業の整理

水源地域整備計画の継続

川や観光施設を生かした
“人が集い賑わう”拠点づくり



生涯にわたり住み続けられる
医療・福祉・教育の推進

流水型ダムへの転換に伴う対応

“清流川辺川”と“流水型ダム”
を生かした新たな振興

誰もが安心して暮らせる
“コンパクト・ビレッジ”の実現

最先端技術による
便利な暮らしの実現(五木版DX)

流水型ダムへの転換に伴う
新たな対応

流水型ダムや湛水区域などの空間を生かした
観光振興・なりわいの創出

ダム建設工事に伴う経済効果の最大化

安全・安心な
新たな生活拠点の整備

あらゆる活動の基盤となる
通信ネットワークの整備



命・財産を守る
気候変動に対応した流域治水の推進

新たな時代を見据えた
安全・安心を確保する生活基盤の整備

主要な道路ネットワークの
強靭化・リダンダンシーの確保



「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果 及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（令和3年度）

令和4年（2022年）6月16日
環境保全課・港湾課・都市計画課

1 水俣湾の水質等の水銀調査結果・・・・・・・・・・[環境保全課]

（1）調査の趣旨

平成13年（2001年）3月14日付けで策定した「水俣湾環境対策基本方針（水俣湾魚介類の安全確認後の対応について）」に基づき、中長期的視点から水俣湾の環境状況を把握するため、平成13年度（2001年度）から毎年、水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀含有量等について調査を実施している。

（2）調査項目、調査時期等

調査項目	調査時期等
水質	2地点 年4回（6、8、10、2月）
底質	3地点 年1回（10月）
地下水	2地点 年2回（8、2月）
魚介類	湾内 年1回（7月）

※令和2年度の魚介類調査は、令和2年7月豪雨に伴い10月に実施した。

（3）調査結果

- ア 水質及び地下水ともに、全ての調査において総水銀は検出されなかった。
イ 底質については、総水銀は3地点全て「水銀を含む底質の暫定除去基準値（25ppm）」を超えなかった（最大で6.9ppm）。
ウ 魚介類については次のとおりで、暫定的規制値を超えなかった。

（単位：ppm）

魚種	項目	令和3年度	暫定的 規制値
カサゴ	総水銀	<u>0.30</u>	0.4
	メチル水銀	0.26	0.3
ササノハ ベラ	総水銀	<u>0.18</u>	0.4
	メチル水銀	<u>0.14</u>	0.3

（注）暫定的規制値とは

魚種ごとに総水銀含有量の平均値が0.4ppmを超え、かつ、メチル水銀含有量の平均値が0.3ppmを超えるものをいう。「水銀に係る環境調査の取扱いについて（昭和48年10月3日付け環境事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官通知）」

（4）今後の対応

令和4年度（2022年度）も、同様の調査を予定している。

2 水俣湾埋立地の点検・調査結果・・・・・・・・・・[港湾課・都市計画課]

(1) 点検・調査の趣旨

水俣湾埋立地の点検・調査は、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修を把握することを目的として、平成13年度から毎年実施している。点検・調査の内容は、「水俣港埋立地管理補修マニュアル（平成31年3月改訂）」による。

(2) 点検・調査項目、調査時期等

点検・調査項目	調査対象	調査時期
水質検査	埋立地護岸前面海域（6地点） 埋立地内地下水（2地点）	R3.10～R4.3 （年1回）
地盤調査	埋立地全域（約58ha）	
構造物変状調査	護岸・岸壁・物揚場・水路（約5km）	

(3) 点検・調査結果

- ア 埋立護岸前面海域（6地点）及び埋立地内地下水（2地点）を採水し調査した結果、総水銀は検出されなかった。
- イ 埋立地全域での水準測量（標高の測定）の結果、異常な沈下及び陥没は見られなかった。
- ウ 埋立地外周施設（護岸・岸壁・物揚場）及び水路における変位・劣化・損傷及び鋼材の腐食状況調査の結果、構造に影響を及ぼすような変状等は見られなかった。

(4) 今後の対応

令和4年度（2022年度）も、同様の点検・調査を予定している。

都市計画法改正に伴う集落内開発制度の運用について

令和4年（2022年）6月16日 建築課

【集落内開発制度とは】

- 熊本都市計画区域（熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町）では、無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域が定められており、市街化調整区域内では開発規制が行われている。
- 市街化調整区域であっても、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している一定の集落（市町村の申し出により知事が区域を指定（熊本市は除く））は、コミュニティの維持のため、「集落内開発制度」が設けられ、戸建て住宅や日用品店舗等の開発許可が認められている。

【法改正の目的】

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制等を内容とするもの。

【災害ハザードエリアにおける開発抑制の対応】

開発を抑制すべき災害ハザードエリアのうち、災害レッドゾーン等に加え法改正により明確化された「一定の浸水想定区域」は、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3m以上とする。

国の技術的助言を踏まえ、「安全上及び避難上の対策を許可の条件として付す区域」又は「避難場所への確実な避難が可能な区域」については、集落内開発区域から除外しないこととする。

1. 安全上及び避難上の対策 ⇒ 許可の条件

避難可能な居室等の床面の高さが想定浸水深以上となるような対策として、次のようなものが考えられる。

※図2参照

- ① 居室の高床化
- ② 敷地の地盤の嵩上げ
- ③ 居室の高床化に準じた対策（居室と同等の居住性を有し、かつ直接外部への避難が可能な空間を確保）
 なお、上記①～③と同様の効果が認められる対策についても、県民から広く提案（意見）を求めることとする。

2. 避難場所への確実な避難が可能な区域

市町の地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域は、市町が指定する区域とする。

図1 災害リスクの高いエリアのイメージ

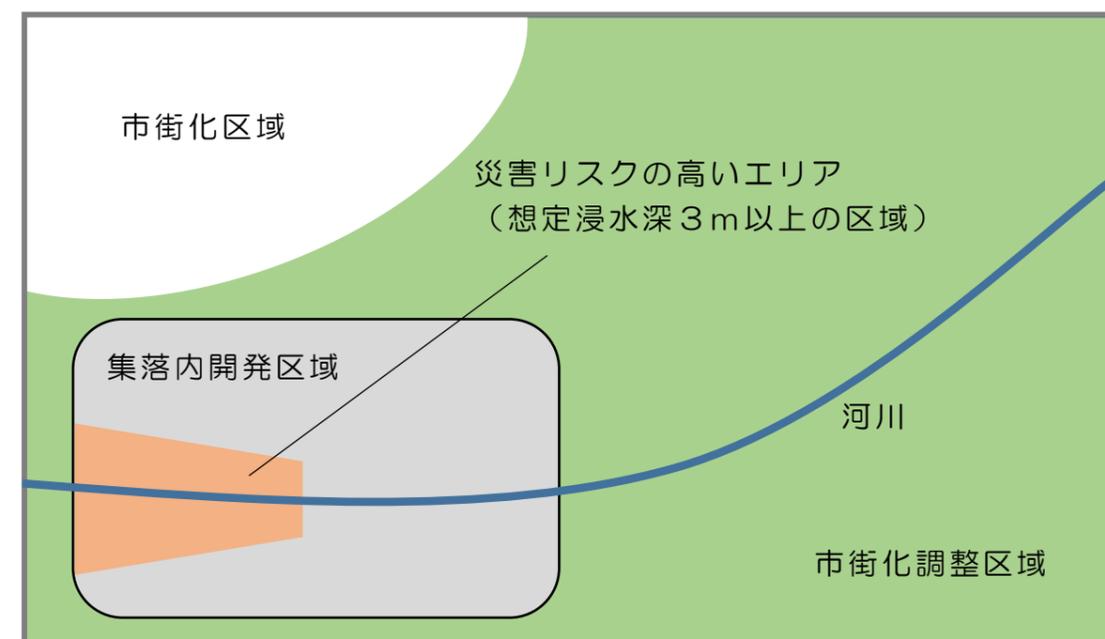
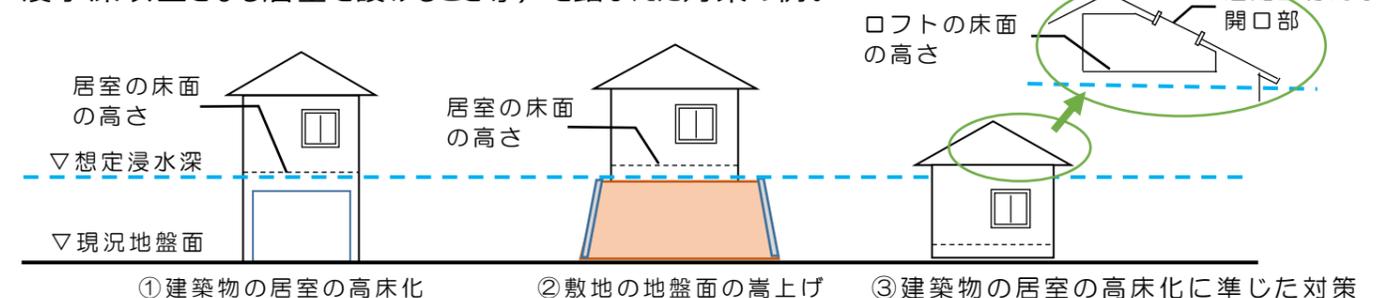


図2 安全上及び避難上の対策

国の技術的助言（建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること等）を踏まえた対策の例。



【今後のスケジュール（案）】

- | | | |
|------|-------|------------|
| 令和4年 | 7月～8月 | パブリックコメント |
| | 10月 | 新たな運用基準の公表 |
| 令和5年 | 4月～ | 運用開始 |